東京ジャーミイ金曜日のホタバ

２０１2年2月 24

他者の権利に注意深くあること

親愛なるムスリムの様

集団で生きることが人間にもたらしている権利があるように、それがもたらす責任もまた存在します。これらの権利が尊重され、責任が果たされる程度に応じてその社会には安定や幸福が存在するのです。今日の世界の不穏さ、紛争、殺戮、そして戦争は互いに権利への尊重がなされていないことから生じているものであることは周知の事実です。だから崇高なる教えイスラームは、民族、性別、信仰による差別なくすべての人々の権利を神聖な不可侵であるものと見なしています。この権利への侵害に対しては多くの物質的・精神的な制裁を定めています。崇高なるアッラーは「あなたがたの間で、不法にあなたがたの財産を貪ってはならない。」（雌牛章第１８８節）と命じられ、人が測量や測定において策略を企てたり、窃盗を行ったり、贈収賄を行ったりといった不法な手段で互いの財産を貪ることを禁じています。

そもそも預言者ムハンマドがムスリムについて「その手や舌について人々が信頼できる人のことである。」という形で定義されていることは、私たちに権利の尊重について十分な忠言となっているでしょう。

人の尊厳を傷つけ、名誉を棄損するような言葉を口にすること、また同様の意味を持つ振る舞いをとることもまた、他者の権利の侵害になります。この観点からイスラームでは中傷、侮辱、陰口、うわさ、他者が秘密にしていることを探ること、悪いあだ名をつけること、からかうことといった醜い行動や態度が禁じられています。

他者の権利への侵害の要因となり、イスラームが禁じている多くの行為があります。殺人、人の名誉や尊厳をけがすこと、借金を約束した時に返さないこと、孤児の権利を横領することといった振る舞いは他者の権利の侵害の主要なものと見なされています。

また環境を破壊すること、隣人に迷惑をかけること、社会の習慣に適さない態度をとることもそれぞれが権利の侵害にあたります。

同様に、個人的利益のため公共の権利を侵害すること、税を横領すること、仕事を悪用することも、決してなされるべきではない権利の侵害です。

どのような区別もされることなく、正と不正が明らかにされる審判の日につらい思いをしないよう、他者の権利を尊重しましょう。他者に対する借りを返さないままでアッラーの御前に出ることを避けましょう。他者の権利は、その権利の主が許さない限りはアッラーもお許しになられないことを忘れないでいましょう。そして預言者ムハンマドの次のハディースに耳を傾けましょう。「人は礼拝、断食、ザカートといった崇拝行為を実行したものとしてアッラーの御前にでる。それと共に誰に危害を加え、誰の血を流し、誰の財産を奪い、誰の中傷を行ったか、それに応じてその人が行った崇拝行為から得られた褒賞が減らされ、彼に対し権利を持っている人々に与えられる。もし崇拝行為やよい行いが、彼の侵害した他者の権利に足りなければ、権利の持ち主である人々の罪が減らされ、彼の分として加えられる。このようにして褒賞が減らされ、罪が増やされ、結果として地獄に行くこととなるのである。」